

平成 年 月 日

東北電力株式会社
ネットワークサービスセンター所長 殿

(需要抑制契約者)

印

需要抑制量調整供給契約の要件にかかる誓約書

弊社は、需要抑制量調整供給の申込みにあたり、貴社の託送供給等約款（以下「約款」といいます。）に定める以下の契約の要件を満たすことについて、誓約いたします。

1. 弊社が特定卸供給を行なう事業を営む者で、次のいずれにも該当すること。
 - (1) 需要者に対して、次のイおよびロの事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し、当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。
 - イ 需要抑制量（1キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限る。）
 - ロ 需要抑制の実施頻度および時期
 - (2) (1)によってえられた100キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。
 - (3) 電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することが出ること。
 - (4) 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。
 - (5) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう、当該契約者と弊社との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。
2. 弊社が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。
3. 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。
4. 需要抑制量調整受電電力量の算定上、需要場所が約款29（計量）(3)に該当しないこと。
5. 弊社が、需要者に約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要者が約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。
6. 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が、約款附則12（契約の要件等についての特別措置）の適用を受けていないこと。
7. 貴社が、上記1～6を証明する書面等の提示を弊社に求めた場合には、弊社は貴社に対し、当該書面等を提出すること。

以上